○農林水産省告示第千五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県四国中央市新宮町馬立五四六三の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市佐田字椿原一六三〇の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市高根町日和田字幕岩下一七三九の七（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市鳴子温泉字蓬田二三二の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県登米市登米町大字日根牛字中山三一一の三九・三一一の六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市入粟野字横根一五〇八（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市入粟野字横根一五一三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区赤沢字日掛山一四の一・一四の二・一五の一・葵区昼居渡字サクジ二〇七の一・二〇七の二・字八幡上二一五の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府城陽市中芦原六八の一八四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　水道事業用地とするため

○農林水産省告示第千五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字西山四〇五五の三、四〇五六の四から四〇五六の七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父市大滝字大達原カマヌケ五二一八の一八（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県島田市川根町家山字松下三二六五の一二、三二六五の一四、三二六五の一八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅